広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事　湯﨑　英　彦

広島県規則第三号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

広島県立呉高等技術専門校	普通	溶接加工科	一年	二〇人	二〇人
		機械システム科	一年	二〇人	二〇人
		情報システム科	一年	二〇人	二〇人

」

を

「

広島県立呉高等技術専門校	普通	溶接加工科	一年	二〇人	二〇人
		機械システム科	一年	二〇人	二〇人

」

に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。